豊中市

18歳から大人！



豊中市キャラクター
マチカネくん

民法改正により、令和４年４月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
成年になると、保護者の同意を得ずに自分でさまざまな契約ができるようになり、
その契約の責任も自分で負うことになります。

様々なトラブルに注意しましょう！



生活情報センターくらしかん
キャラクター
クラッピー



成年になりたての頃は、知識や経験不足から契約トラブルに遭いやすい傾向にあります。
トラブルの事例やアドバイスなどを豊中市のホームページに詳しく掲載しています。

もしトラブルに遭ってしまったら一人で悩まず相談してください。

- 相談時間：月曜～金曜日、９時～17 時（祝･休日、年末年始を除く）
- 専用電話：豊中市立 生活情報センターくらしかん 消費生活相談専用電話 06-**6858-5070**

※豊中市外にお住まいの方は「消費者ホットライン」**188**にご相談ください。

成年になりたての頃は、知識や経験不足から契約トラブルに遭いやすい傾向にあります。トラブルの事例やアドバイスなどを豊中市のホームページに詳しく掲載しています。

40万人のとよなか未来バトン SDGs to 2030

18歳からできること







- 親の同意なしでの契約
  （クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りるなど）
- 10年間有効なパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- 結婚（男女とも18歳に統一）
- 性同一性障害の人の性別変更の申し立て　など

20歳からできること







- 飲酒・喫煙
- 競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
- 中型自動車免許証等の取得
- 養子をとること
- 国民年金保険料の納付義務
  など

こんなトラブルに注意しましょう！

事例1



「簡単に儲けることができる」!?

出会い系サイトで知り合った人から勧められ暗号資産の投資を始めたが、詐欺だった。返金して欲しい。

アドバイス

- 「簡単に稼げる」「儲かる」などと説明されますが、そんなにうまい話はありません。
- 「お金が支払えない」など曖昧なことを言って断ろうとすると「お金が無ければ借りればいい」「儲かるので借金なんてすぐに返済できる」などと言い、借金するように持ち掛けて契約を迫られます。望まない契約に対しては「いりません」ときっぱり断りましょう。

事例2



美容医療のトラブル

SNSの広告で、「10万円でヒゲ脱毛」とあり、興味があったので無料体験コースを予約した。クリニックに行き「広告にあった10万円でヒゲ脱毛」を希望したが「広告の施術では光脱毛なので効果が低い。レーザー脱毛の方がよい。本来なら70万円のところ、本日契約されると60万円にする。クレジットも組める」と勧められ、契約を結んだ。10万円のつもりだったのに高額な契約をしてしまったと後悔し、クーリング･オフを申し出たがクリニックが認めてくれない。

アドバイス

- 高額な契約は即決せずに、じっくり考えたうえで契約しましょう。
- 契約する意思がない場合は「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- 医療脱毛などを含む一部の美容医療サービスはクーリング･オフできる場合があります。
  契約をやめたいと思った場合は、すぐにお住まいの消費生活センターにご相談ください。

犯罪につながるアルバイト（闇バイト）に注意！

友人や先輩から「ATMからお金を下ろすだけ」「スーツを着てお金を受け取るだけ」などと誘われて、アルバイトの感覚で特殊詐欺に加担してしまうケースがあります。一度引受けると逮捕されるまで利用され、自分の人生を台無しにしてしまうこともあります。誘われてもきっぱりと断りましょう。
電話を掛けてだます「掛け子」、金融機関等でお金を引き出す「出し子」、金品を受け取る「受け子」などは犯罪者になる危険があります。絶対にやってはいけません。
（詐欺罪は刑法で10年以下の懲役）

